

公立大学法人大分県立看護科学大学名誉教授授与規程

平成20年6月5日

規程第 90 号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、大分県立看護科学大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号を授与するための基準及び手続を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、選考によって授与する。

- (1) 本学の教授として10年以上在職し、特に功労のあった者
- (2) 本学の学長として特に功労のあった者
- (3) 本学の学部長又は研究科長として特に功労のあった者で、定年により退職した者
- (4) 本学の教授、准教授又は専任講師として在職し、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者（第1号に規定する者を除く。）

(在職年数の通算)

第3条 本学の教授として5年以上在職した者については、在職年数に、次の各号に定めるところにより換算した年数を算入することができる。

- (1) 本学の准教授又は専任講師としての在職年数はその3分の2の年数
- (2) 本学以外の大学及び大学に準ずる機関の教授としての在職年数はその3分の2の年数、准教授又は専任講師としての在職年数はその3分の1の年数

(選考機関)

第4条 名誉教授の選考は、学長又は教育研究審議会委員の3分の1以上の発議により、教育研究審議会において行う。

2 学長は、教育研究審議会において出席者の3分の2以上の同意を得て、名誉教授の称号を授与する。

(辞令の交付)

第5条 名誉教授の称号の授与は、別紙様式の辞令書の交付により行う。

(称号授与の取消)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、その名誉を汚し、称号を保持するのに適当でないと認められる場合は、学長は、教育研究審議会の議を経て、称号の取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年6月5日から施行する。